

生涯スポーツ課が実施するスポーツ事業に係る申込規約

(目的等)

第1条 この規約は、葛飾区教育委員会事務局生涯スポーツ課が実施する事業の参加を申し込むに当たり、必要な条件を定めることを目的とする。

2 申込者は、この規約その他葛飾区教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定める規約に同意の上、事業に参加するものとする。この場合において、別に定める規約にこの規約と異なる事項を定めた場合は、別に定める規約がこの規約に優先する。

(事業の定義)

第2条 この規約において「事業」とは、葛飾区教育委員会事務局生涯スポーツ課が実施するスポーツ教室、講習会、イベント等（単発又は複数の日程にわたって実施されるものの区分は問わない。）をいう。

(対象者)

第3条 事業に参加することができる者は、葛飾区（以下「区」という。）内に在住し、在勤し、又は在学するとする。ただし、事業の参加定員に余裕がある場合は、これらの者以外の者も事業に参加することを妨げない。

(事業の申込)

第4条 事業の参加を希望する者（以下「申込者」という。）は、電子申請、申込書その他委員会が定める方法により、委員会が別に定める申込期間内に委員会に対し申込みを行うものとする。この場合において、申込者が未成年の場合は、事前に保護者の同意を得た上で申込みを行うものとする。

2 電子申請等のインターネットを利用して申込みを行う場合において、機器、回線等の不具合により、前項の申込期間内に申込みができなかった場合は、委員会はその責任を負わない。

(申込内容の変更)

第5条 申込者は、前条第1項の規定による申込みの内容に住所、氏名、電話番号等の変更が生じたときは、速やかに委員会が定める方法により変更内容を届け出るものとする。

2 申込者が前項の規定による届出を怠ったことにより委員会から申込者への連絡、通知等が申込者に到達せず、又は遅延したために申込者に損害が生じた場合であっても、委員会はその責任を負わない。

(事業の参加決定)

第6条 委員会は、第4条第1項の規定による申込みの内容を確認の上、申込みの順序により事業の参加を決定する。ただし、申込者数が事業の参加定員を超える場合は、申込期日までの申込者を対象に抽選により参加を決定するものとする。

2 委員会は、前項の規定により事業の参加を決定したときは、郵送又は電子メール等により申込者に通知する。

(参加費の支払)

第7条 前条の規定により事業の参加決定を受けた者（以下「参加者」という。）は、別に定める規約に基づき参加費を納入しなければならない。

(参加者の責務)

第8条 参加者は、健康に留意し、十分な準備をして事業に参加するものとする。

2 参加者は、事業の運営上の安全管理を目的とした委員会の指示に従うものとする。

3 参加者は、事業の実施中に委員会が事業の続行に支障があると判断したときは、委員会による中止の指示に従うものとする。

(参加の中止)

第9条 参加者又は当該参加者の家族は、次の各号のいずれかに該当し、事業の参加ができなくなったときは、委員会にその旨を申し出るものとする。

(1) 参加者が参加を辞退するとき。

(2) 参加者が死亡したとき。

2 委員会は、前項の規定による申出を受けたときは、事業の参加を中止させるものとする。

(参加の取消し)

第10条 委員会は、参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の参加を取り消すことができる。

(1) 不正又は虚偽の申込みが認められたとき。

(2) 事業の実施前又は実施中に、天災その他不可効力が原因として実施が中止になったとき。

(3) その他委員会が適当でないと認めたとき。

(参加費の還付等)

第11条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に徴収した参加費の全部又は一部を還付しなければならない。

(1) 参加費の徴収後、事業の実施前に事業が中止になったとき。

(2) 参加費の徴収後、事業の実施前に参加者が死亡したとき。

(3) その他教育委員会が必要と認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に徴収した参加費の全部又は一部を返還しない。

(1) 第4条第1項の規定による申込みの際に、委員会が定める申込受付日前に申込者が参加費を委員会に納入したとき。

(2) 事業の実施日以降に参加者が都合により途中で事業の参加を辞退し、又は死亡したとき。

(3) 前条第1号、第2号（事業の実施中に当該事業が中止となった場合に限る。）又は第3号に該当し、参加者が事業の参加を取り消されたとき。

(保険)

第 12 条 事業における事故及び傷病に対する補償は、委員会が加入するスポーツ傷害保険の範囲内とする。

(損害賠償責任)

第 13 条 区は、故意又は過失がある場合を除き、事業の参加に起因し、又は関連して参加者が被った損害を賠償する責任を負わない。

(秘密及び個人情報の取扱い)

第 14 条 委員会は、事業の実施に当たり知り得た秘密及び収集した個人情報の取扱いについては、葛飾区個人情報の保護に関する条例（昭和 60 年葛飾区条例第 27 号）を遵守しなければならない。

(この規約の変更)

第 15 条 委員会は、この規約を変更することができる。この場合において、委員会は、葛飾区教育委員会事務局生涯スポーツ課窓口、葛飾区広報及び葛飾区ホームページにてこの規約を変更する旨及び変更後のこの規約の内容並びにその効力の発生時期を告知する。